

マイナンバー(社会保障・税番号制度)と 企業年金業務の実務について

2015年9月

はじめに

マイナンバーは、国民1人に1番号を付し、複数の行政機関が持つ個人の情報を横断的に結びつけ、行政効率化や利便性の向上を通し、公平・公正な社会を実現する社会基盤（インフラ）です。

一方、民間事業会社として必要な対応事項が内閣官房の広報資料等で、具体化してきています。その中でも「企業年金業務」は法令上も特別な考慮が必要となってきます。

本資料は、平成27年9月8日現在の情報を基に作成しております。

本資料が、皆様方の対応・検討の一助となれば幸いです。

- 本資料は情報提供を目的とするものであり特定信託契約等の勧誘を目的とするものではありません。

目次

1. マイナンバー概要説明	1
2. キーワードとその定義	3
3. 企業年金業務への影響	9
4. 個人情報保護法とマイナンバー法の関係	18
5. マイナンバーにかかる今後の対応事項	22
6. 弊社対応方針（2015年8月末現在）	33
7. 参考資料	36

- 本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。また、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合がございます。
- 本資料では、「個人情報の保護に関する法律」を「個人情報保護法」または「法」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「マイナンバー法」と記載しております。

1. マイナンバー概要説明 ～導入の目的～

◆マイナンバー導入の3つの目的

- (1) 行政の効率化
- (2) 国民の利便性の向上
- (3) 公平・公正な社会の実現

**マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。**



1. マイナンバー概要説明 ～導入の目的～

- ◆マイナンバー利用が予定されている分野のうち、企業年金では、「年金分野」と「税分野」で同番号の利用が予定されております。

個人番号の利用範囲

ポイント

別表第一(第9条関係)

年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

社会保障分野

労働分野

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

福祉・医療その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等



税分野

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

災害対策分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。
⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務

- 内閣官房HP「マイナンバー広報資料」より抜粋

2. キーワードとその定義

■ここでは、マイナンバー制度の理解を深める上で重要な「キーワード」について解説します

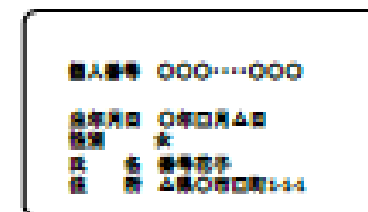
(1) 個人番号（マイナンバー）

- ・住民票コードから変換される12桁（数字）の番号で、住民票を有する全員に1人1番号付番
- ・原則、個人番号は生涯変わらない（漏洩など特別の事情を認められた場合に限り変更）
- ・平成27年10月以降に「通知カード」にて本人宛てに通知されます

(2) 通知カード

- ・本人宛てに送付される「個人番号」を通知するカード
（氏名、住所、生年月日、性別が併せて記載）
- ・行政機関等の窓口で個人番号の提示を求められた際に利用可能

<「通知カード」イメージ>



(案)

(3) 個人番号カード

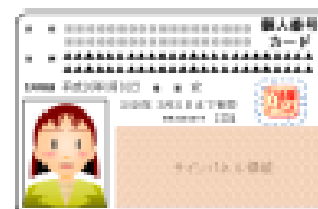
- ・希望するものが、市区町村宛に申請することで交付される（平成28年1月以降）
- ・氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真が記載され、情報がICチップにも記録
- ・図書館利用や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスにも利用できます
- ・ICチップにはその他総務省令で定める情報が記録されます（個人認証の電子証明書情報等）



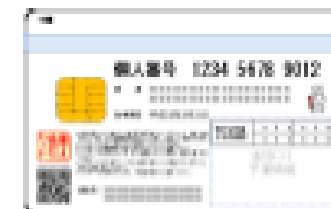
ポイント

個人番号カードのICチップには、個人の機微（センシティブ）情報は記録しないこととされています。（例：所得、病歴、出生地等）

<「個人番号カード」イメージ>



表面(案)



裏面(案)

2. キーワードとその定義

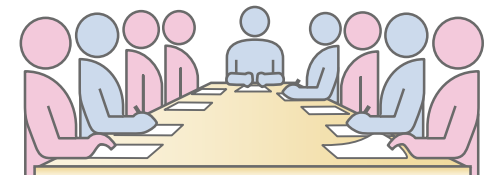
(4) 特定個人情報

- ・「特定個人情報」とは、「個人番号」を含む個人情報で、以下の情報をいう。
◇特定個人情報(マイナンバー法) = 「個人番号」(マイナンバー法) + 個人情報(個人情報保護法)
- ・死亡者は特定個人情報に含まれませんが、死亡者の「個人番号」は保護措置が義務付け
- ・小規模事業者(5,000人以下の個人情報を取り扱う業者)*にも、情報の安全管理措置を義務付け
- ・重大な過失による情報漏洩は、個人および所属法人の両者に罰則規定が適用
- ・情報漏洩等による罰則を、個人情報保護法等より強化

(*)従来個人情報保護法下では、5,000人以下の個人情報保有事業者は管理義務の対象外でしたが、マイナンバー法では、これらの人数要件が撤廃され個人番号を取り扱う全ての事業者へ安全管理の保護措置が求められている

(5) 特定個人情報保護評価

- ・特定個人情報保護委員会が、評価対象者に対し「監視」「監督」「指導」等を実施
- ・主な『評価対象者』は以下のとおり
 - ①国の行政機関
 - ②地方の行政機関
 - ③独立行政法人等
 - ④地方公共団体情報システム機構
 - ⑤その他「情報提供ネットワークシステム」を利用する事業者
- ・評価対象者は、保有する情報量に応じて「基礎項目評価」「重点項目評価」「全項目評価」の評価書を作成し、委員会の審査・承認を受け、公表
- ・取扱情報が1,000人未満の場合、安全管理措置は必要ですが、前述の評価作業は対象外



個人情報保護法が改正され、「特定個人情報保護委員会」は「個人情報保護委員会」へ改組される見込みです。あわせて、個人情報保護法下で安全管理措置が免除されていた小規模事業者についても、安全管理措置が義務付けられる見込みです。

2. キーワードとその定義

- 個人番号(マイナンバー)の取扱事務は、自らの業務に当該番号を利用する事務(個人番号**利用**事務)と、前述事務を実行するうえで、補助的に扱う事務(個人番号**関係**事務)の2つに分類されます

(6) 個人番号**利用**事務

- ・『社会保障・税・災害対策』分野(P2「個人番号の利用範囲」ご参照)の行政手続きに関する事務
- ・利用者は主に「行政機関」「公的機関」等に限定されます
- ・利用目的は「行政事務の効率化・透明化」「行政サービスの利便性向上」等とされており、マイナンバー法の別表に規定される事務に限定されます
- ・民間での利用については、法施行後(*)3年(平成30年10月)を目途に必要な応じて措置を講ずるものとされています

(*)個人番号の通知(平成27年10月)を法施行の起点日と規定されています

(7) 個人番号**関係**事務

- ・(6)に記載の「個人番号**利用**事務」について、行政機関等が業務利用するにあたり、補助的に個人番号を扱う事務
- ・個人番号**関係**事務の主体は主に「民間の事業会社」となります
- ・法令上、「事業者の努力規定」が盛り込まれています
- ・「民間の事業会社」は上述の目的(補助的な事務)以外に個人番号を利用することはできません

注! 意

「厚生年金基金」「確定給付企業年金」「確定拠出年金」は(6)の実施者に該当します

2. キーワードとその定義

(8) 情報提供ネットワークシステム

- 平成29年1月より順次利用開始の予定です
 - 個人番号およびそこから変換される符号を「検索KEY」として、複数の機関に記録されている情報を照会、提供することができる
 - 行政機関等(*)はこのシステムを介し
 - ①必要な他の行政機関等の情報を照会・取得する
 - ②他の行政機関等で必要とされた情報の照会に対し、情報を提供する
- (*)前頁(6)個人番号利用事務ご参照



(9) マイナポータル(情報提供等記録開示システム)

- 平成29年1月より順次利用開始の予定です
- 個人が、マイナポータルで利用できる主なサービスは、以下の4機能となります
 - ①情報提供記録表示
個人番号を含む自分の個人情報を「いつ、誰が、なぜ」提供したのかを確認できます
 - ②自己情報表示
行政機関等が持っている自分の個人情報の内容が確認できます
 - ③プッシュ型サービス
行政機関等から、1人1人に合った行政サービスなどが案内されます
 - ④ワンストップサービス
行政機関等への手続きを一度で済ませることができます



2. キーワードとその定義

(10) 法人番号

- ①「設立登記法人」「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に13桁の番号が国税庁長官より指定されます。
- ②企業年金では、一時所得に該当する一時金給付の際に税務署に提出する「生命保険契約等の一時金の支払調書」に**基金・事業主の法人番号**を記載する必要があります。

≪「生命保険契約等の一時金の支払調書」のイメージ≫

平成 年分 生命保険契約等の一時金の支払調書

保険金等受取人	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称 個人番号又は法人番号
保険契約者等(又は保険料等払込人)	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称 個人番号又は法人番号
被保険者等	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称 個人番号又は法人番号
保険金額等	未払込保険料等	貸付金額、同未収利息
未払込保険料等	前払保険料等	既払込保険料等
保険事故等	保険事故等の発生年月日	年 月 日
保険等の種別	保険金等の支払年月日	年 月 日
保険会社等	所在地 名称 (電話)	法人番号
整理欄	①	②

310

ここに基金・事業主の法人番号を記載します

●国税庁ホームページより

URL :

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jizenjyoho/hotei/pdf/jizenjyoho03.pdf>

ここには受託機関の法人番号を記載します。ただし、IA型の厚年・基金型DBの場合は、基金の法人番号を記載します。(他の支払調書も同様)

2. キーワードとその定義

(10) 法人番号

③基金・事業主への法人番号の通知・インターネット上での公表は以下のとおりです。

規約型DB（事業主）：10月22日（木）～11月25日（水）に、都道府県単位に7回に分けて

発送予定(※)

10月26日（月）に初回公表予定

厚年・基金型DB（基金）：11月13日（金）に発送予定(※)

11月17日（火）に公表予定

(※)発送後、2～3日で到着の見込みです。

④基金・事業主への法人番号の通知は、「法人番号基本通知書」として、右の様式で国税庁より発送されます。

⑤（厚年・基金型DB）基金は「設立登記のない法人」に分類され、法人番号が指定される基金と指定されない基金があります。
 ≪法人番号が指定されない基金≫

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出がない基金

（基金役職員が全員、母体事業所からの出向者などで、給与支払を母体事業所から行っている場合など）

⑥（厚年・基金型DB）法人番号が指定されない基金は、国税庁長官に届け出ることにより11月13日以降に法人番号が指定されます。

届出方法等については、以下のURLをご参照ください。

URL：

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/schedule.htm>

(送付先)
100-0013
東京都千代田区霞が関3丁目1番1号
法人番号株式会社 御中

平成 年 月 日

法人番号指定通知書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、下記のとおり法人番号を指定したことを通知します。

記

法人番号 (13桁)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
法人番号の指定を受けた者※1	商 号 又 は 名 称	法人番号株式会社											
	本 店 又 は 主たる事務所の所在地	東京都千代田区霞が関3丁目1番1号											
	国内における主たる事務所等の所在地※2												
法人番号指定年月日	平成 年 月 日												
国税庁法人番号公表サイトの表記※3	商 号 又 は 名 称	法人番号株式会社											
	本 店 又 は 主たる事務所の所在地	東京都千代田区霞が関3丁目1番1号											
	国内における主たる事務所等の所在地※2												

※1 通知書作成日現在の情報に基づく表記です。
 ※2 法人番号の取得を受けた者が外国法人等の場合は記載していません。
 ※3 国税庁法人番号公表サイトでは、4桁第1水準及び第2水準の5文字に置換えています。
 また、名称のない団体等については、あらかじめその代表者又は管理人の同意を得た場合に公表する表記です。

3. 企業年金業務への影響 ～個人番号利用事務（**社会保障分野**）～

◆社会保障分野における「個人番号利用事務」については、企業年金業務での利用は当面見送りとなりました

（１） 適用の対象となる者

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金（基金型、規約型）
- 確定拠出年金（企業型）

（２） 適用の対象となる業務

- 年金、一時金給付の支給に関する事務で、主務省令で定められたもの（給付裁定時の本人確認、年金受給者の現況確認等などが想定されますが、現時点で具体的な内容は明らかになっておりません）

（３） 利用方法

- 前述の「情報提供ネットワークシステム」から必要な情報を照会、取得する方法など

注！ 意

「情報提供ネットワークシステム」を利用する事業者は、前述の「特定個人情報保護評価」の対象となる場合があります



ポイント

現時点では、企業年金業務（厚年基金、DB、DC）における社会保障分野の「個人番号**利用**事務」について、主務省令で定めることは**当面見送る**とされています

※ 税分野においては平成28年1月から「個人番号利用事務」が開始される見込みです（詳細は次頁以降に記載しております）

3. 企業年金業務への影響 ～個人番号利用事務（**税分野**）～

◆**税分野**において、「個人番号利用事務」を実施することとなります(*)

(*) 法令が改正され、企業年金は税帳票の作成事務において、「個人番号利用事務実施者」となる予定です

(1) 適用の対象となる者

- ・ 厚生年金基金
- ・ 確定給付企業年金（基金型、規約型）
- ・ 確定拠出年金（企業型）
- ・ 金融機関（企業年金業務受託）
- ・ その他、個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けるもの

(2) 適用の対象となる業務

- ・ 企業年金規約に基づく「年金・一時金」の給付支払における税務関連の帳票（データ）および加入員等に配賦される分配金調書などに「個人番号」を記載することになります

(3) 具体的な作業内容イメージ



3. 企業年金業務への影響 ～個人番号利用事務（**税分野**）～

（4） 具体的な作業内容

①<<取得>>「個人番号の収集」

- 加入員(者)等から、給付金の裁定請求時に「個人番号届(仮称)」を併せて提出してもらいます
(「個人番号届(仮称)」は情報管理／廃棄の厳格な運用が必要なため、新規届書を想定しております)
- “番号”の「真正性」(番号確認)および「正しい持ち主であること」(身元確認)を添付資料等で確認することで、『本人確認』を実施します
- 「個人番号」の収集は、利用目的を明示した上で実施する必要があります
(目的外の利用は認められないため、明示した以外の事務で使用の際は再度「個人番号」を収集することになります)
- 個人番号の取扱状況を確認するための手段として、個人番号の受付日を「届受付管理簿」や「給付指図書受付管理簿」などに管理しておく必要があります。但し、これらの管理簿に個人番号自体を記載してはいけません。

注意

◆ ～本人確認～実務上のポイント

- 提示された「個人番号」が、その番号の正しい持ち主であるかの「身元確認」を実施します
- 「**本人確認**」 = 「**番号確認**」 + 「**身元確認**」 (両方の条件を満たすことが必要)
- 原則、対面での確認もしくは郵送書類での確認が求められています
 <主な確認方法>(詳細な確認方法は次ページ参照)
 - a) 個人番号カード(番号確認、身元確認の両方を満たす)
 - b) 通知カード(番号確認) + 運転免許証等(身元確認)
 - c) 住民票の写し(番号確認) + パスポート(身元確認)
 - d) 住民票の写し(番号確認) + 「健康保険被保険者証 + 年金手帳」(身元確認)

3. 企業年金業務への影響 ～個人番号利用事務（税分野）～

「番号確認」＋「身元確認」時に提供いただく書類について

● 内閣官房HP「本人確認措置資料」より抜粋

	番号確認	身元(実存)確認
対面・郵送(注1)	① 個人番号カード【附16】 ② 通知カード【附16】 ③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【附12②】 ④ ①から③までが困難であると認められる場合【附9③】 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) イ 住民基本台帳の確認(市町村長) ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。 エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの) ※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行等する書類や、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定。	① 個人番号カード【附16】 ② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【附1④一、附2一】 ③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)【附1④二、附2二】 ④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【附1④三、附3③】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの) ⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。【附1④三、附3③】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されている i 氏名、ii 生年月日又は住所、の確認 ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認 エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認 オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないときは、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他の申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認 ⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない。【附9③】
オンライン	① 個人番号カード(ICチップの読み取り)【附4一】 ② 以下のいずれかの措置 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【附4二①】 イ 住民基本台帳の確認(市町村長)【附4二①】 ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【附4二①】 エ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信【附4二②】 ※ 通知カードの写しを別途郵送・PDFファイルの添付送信などを想定。	① 個人番号カード(ICチップの読み取り)【附4一】 ② 公的個人認証による電子署名【附4二①】 ③ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【附4二②】 ※ 民間発行の電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。
電話(注2)	① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【附9③③】 ② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【附9③一】 ③ 住民基本台帳の確認(市町村長)【附9③二】	○ 本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【附9③】 ※ 基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出

(注2) 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

3. 企業年金業務への影響 ～個人番号利用事務（**税分野**）～

（4） 具体的な作業内容

②<<保管>>「厳正な管理・保管」

- ・「個人番号の漏洩、滅失又は毀損の防止その他適切な管理」のため「**安全管理措置**」が求められます

<安全管理措置の内容>

- a) 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化
- b) 特定個人情報等の範囲の明確化
- c) 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化
- d) 安全管理措置に関する基本方針および取扱規程等の策定

注！

◆ ～安全管理措置～実務上のポイント

安全管理措置の実行では具体的に以下の対応等を実施します

- ・資料保管庫の施錠、立入制限等の物理的な保護措置
- ・システムネットワークのファイアウォールの構築
- ・情報の暗号化対策等の技術的な保護措置
- ・情報管理者の設置管理体制整備、従業員への教育・研修など組織的保護措置

（安全管理措置等の検討にあたっては、マイナンバー法及び個人情報保護法等関係法令、各種ガイドライン等を遵守しなければなりません）

<情報管理の必要な措置等が求められる対象>

従前の個人情報保護法等	マイナンバー法等での規定	備考
5,000人を超える情報(*1)をデータベース化している場合	情報をデータベース化(*2)している場合は、すべて対象	左記に加え、取扱い人数等により、「特定個人情報保護評価」の評価対象となる場合あり

(*1)個人情報保護法の改正により、5,000人以下の免除要件が**撤廃される見込みです**

(*2)個人番号を含む個人情報が、容易に検索可能な状態（台帳綴り、エクセル化）は特定個人情報ファイル(データベース化)とみなされます

3. 企業年金業務への影響 ～個人番号利用事務（**税分野**）～

（４） 具体的な作業内容

③<<利用>>「支払調書等への番号記載」

- ・平成28年1月以降の支払分より、支払調書等への「個人番号」の記載*が義務化されます
- ・対象となる支払調書等は以下の表を参照ください
- ・「扶養親族等申告書」には本人以外に扶養対象者の「個人番号」記載も必要です（厚生年金基金のみ）

*支払調書等には、「個人番号」のほかに、源泉徴収義務者の「法人番号」の記載も必要となります。

法定調書等(注1)	受託機関が作成 (注2)	受給者が作成	対象となる支払	記載する個人番号
公的年金等の源泉徴収票	○(注3)	×	所得年分が平成28年以降の年金	・受給者 ・扶養親族
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	×	○		
退職所得の源泉徴収票	○(注3)	×	所得年分が平成28年以降の退職所得	・受給者
退職所得の受給に関する申告書	×	○		
生命保険契約等の一時金の支払調書	○(注4)	×	所得年分が平成28年以降の一時所得	・受給者
非居住者に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書	○(注4)	×	平成28年以降に非居住者に支払う年金、退職所得	・受給者
退職手当金等受給者別支払調書	○(注4)	×	平成28年以降の死亡による遺族一時金、遺族年金	・遺族 ・死亡退職者
租税条約に関する届出書	×	○	所得年分が平成28年以降の支払い分	・受給者

(注1) 主な調書等は上表のとおりです。今後、追加・変更等が発生する場合があります

(注2) 業務委託形態がⅠA型の場合は「基金」が作成

(注3) 税務署宛だけでなく、**本人へ交付する源泉徴収票にもマイナンバーを記載**します

(注4) 本人へ交付する源泉徴収票にはマイナンバーの記載は**不要**です（税務署宛のみにマイナンバーを記載します）

3. 企業年金業務への影響 ～個人番号利用事務（**税分野**）～

（4） 具体的な作業内容

注意

◆ ～個人番号記載の適用範囲～実務上のポイント

- 支配調書等への記載は、国税（所得税）、地方税（住民税）が対象となり、**所得年が平成28年以降の一時金や年金の支払いに係るものから必要**です
- 年金受給中の方については、平成29年1月末に税務署に提出する調書に記載が必要なため、遅くとも平成28年12月までに個人番号の収集/登録が必要になります

- 一時金請求の方については、**平成28年1月1日以降の退職者**に係る裁定請求時に個人番号の収集/登録が必要になります

（注）平成27年12月31日迄に退職した場合でも、DB以外に母体（事業所）からの退職金の支払いがなく、平成28年以降に受給権を取得した場合は、マイナンバーの記載が必要になります

（平成27年中に退職（事業所からの退職金の支払いなし）し、一時金を繰下げし、平成28年以降に繰下げ終了を迎えた場合など。）

- 法施行時点で年金受給中の方等（年金受給者等、既に裁定済の方）の個人番号の収集方法については、従来から使用している住基ネットの仕組みに準じて企業年金連合会を通じて収集可能となる見込みです（詳細手続きは照会中です）
- 年金受給中の方等や、その扶養家族の「個人番号」を収集できなかった（個人番号提供拒否、記載漏れ等）場合、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておく必要があります

3. 企業年金業務への影響 ～個人番号利用事務（**税分野**）～

（４） 具体的な作業内容

④《廃棄》廃棄

- 「個人番号」を含む「特定個人情報」が記載された「個人番号届」は、**業務利用後に速やかに廃棄（*）**することが求められます。
- 平成28年1月以降、生年月日を証明する確認書類として「個人番号カード」を使用する場合は、マイナンバー部分だけをマスキング処理したうえで保管する必要があります。
- 個人番号の取扱状況を確認するための手段として、個人番号の廃棄日や廃棄方法（シュレッダーやマスキングなど）を既存の「届受付管理簿」や「給付指図書受付管理簿」などで管理するか、新たに「個人番号管理簿」で管理しておく必要があります。

（個人番号専用の管理簿を作成する場合の書式については、下表をご参照ください。）

（*）登録完了後1ヶ月後や毎事業年度末に廃棄を行うなど、個人番号や特定個人情報の保有に関する安全性や事務の効率性を勘案し、基金で判断が可能です。

《個人番号専用の管理簿》の書式例

個人番号管理簿

収集						利用・提供		廃棄				備考
受付日	受取先	受取物	件数	受付印	確認印	登録日	確認印	廃棄日	廃棄方法	担当印	事務長印	
H28.1.4	本人	個人番号届	1件	印	印	H28.1.5	印	H28.2.5	シュレッダー	印	印	
H28.1.31	企業年金連合会	CD	1000件	印	印	H28.2.5	印	H28.3.5	裁断	印	印	

- 以下のサンプルは、国税庁等より現時点で公開されているものです
- 企業年金に係る税務関連書類のサンプルは以下のURLをご参照ください。
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

(例) 番号制度導入前

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書									
支払者 受ける者		名称（課税） 支払所得の種類	支払金額		支払金額		源泉徴収額		合計
区	分	課	目	内	外	内	外		
(補記)									
支払者		名称（課税） 支払所得の種類							
支払者		名称（課税） 支払所得の種類							

(電印)

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払者 受ける者	住所（国等） 又は所在地 あて 氏 名	個人番号又は 法人番号	
区 分	事 目	支払金額	源泉徴収額
		円	円

「支払を受ける者」の個人番号
又は法人番号を記載

「支払者」の
個人番号又は法人番号
を記載

支払者	住所（国等） 又は所在地 あて 氏 名	個人番号又は 法人番号

- 主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載します。
- このほか、給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書は、A6サイズからA5サイズになります。
- ※ 給与所得の源泉徴収票には、税務署提出用と本人交付用がありますが、本人交付用には、支払者の個人番号又は法人番号は記載しないこととなっています。

- 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」については、給与所得者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号の記載が必要となります。
また、この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、給与等の支払者の個人番号又は法人番号をその申告書に付記する必要があります。
- 給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者が個人番号を記載する書類は、ほかにも以下のものなどがあります。
「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

（注）これらの申告書についても、提出を受けた給与等の支払者等は、その申告書に給与等の支払者等の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

別表第六(一)

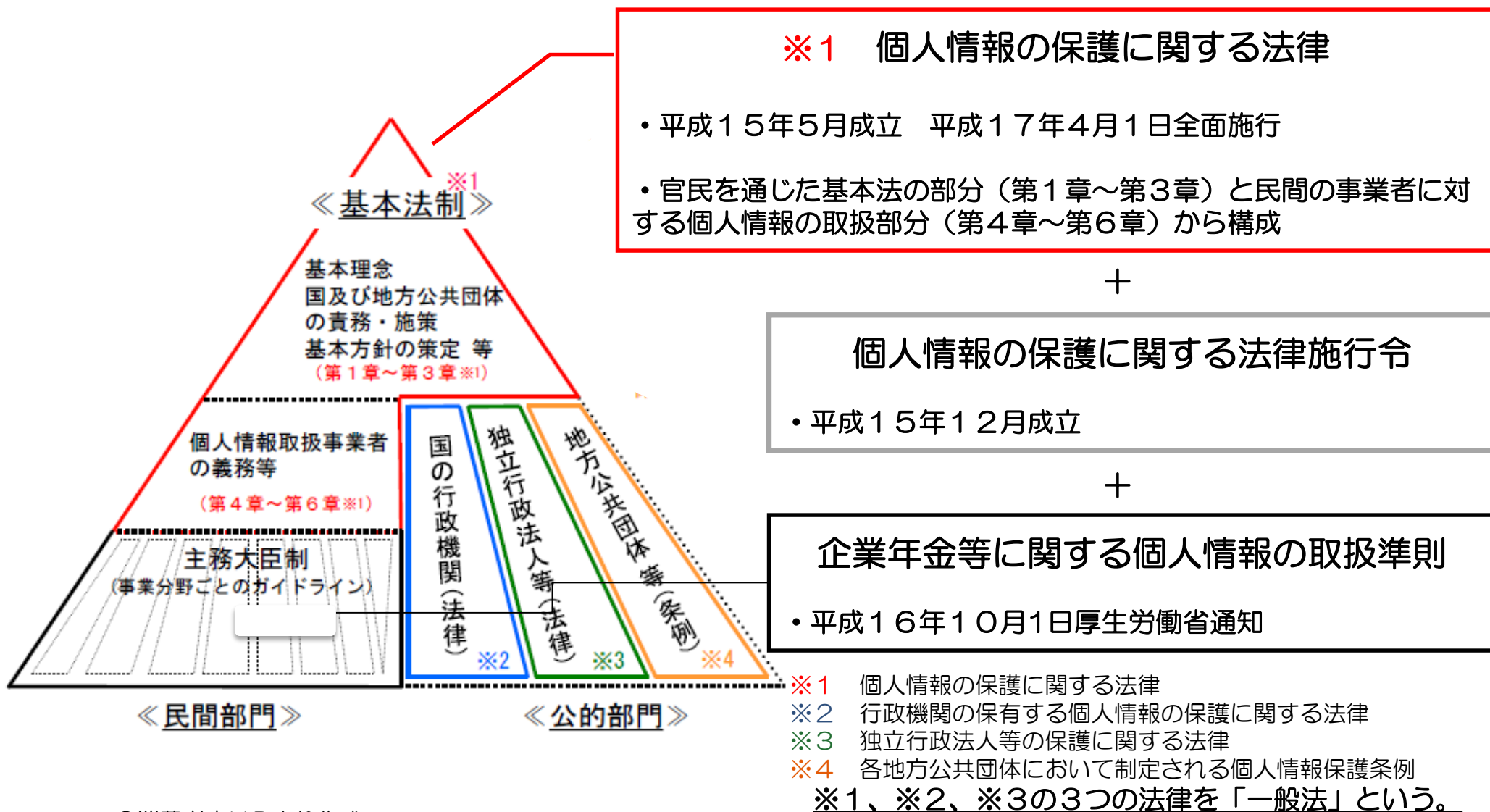
平成 年分 給与所得の源泉徴収票															
支 払 を 受 け る 者			住所又は居所 (税籍名)												
			氏 名			個 人 番 号									
種 別	支 払 会 額		給与所得控除後の 給与等の金額			所得控除の 合計額			源泉徴収税額						
	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	
控除対象配偶者の 有 無	配偶者 特別控 除の額		控除対象扶養親族の数				障害者の数		社会保 険料等 の金額		生命保 険料の 控除額		地震保 険料の 控除額		
有・無	有・無	有・無	特	定	志	人	そ	の	他	特	別	そ	の	他	
控除対象 配偶者	千	円	人	人	人	人	人	人	人	千	円	千	円	千	円
控除対象配偶者	氏 名								個 人 番 号						
控 除 対 象 世 帯 員	氏 名								個 人 番 号						
	氏 名								個 人 番 号						
	氏 名								個 人 番 号						
	氏 名								個 人 番 号						
	氏 名								個 人 番 号						
(備考)															
支 払 者		住所（居所） 又は所在地								個人番号又は 法人番号					
		氏 名 又 は 称		(電話)						個 人 番 号					

(田嶋 日本工業規格 A 5)

注 意 公的年金等の源泉徴収票は、「控除扶養親族の氏名・個人番号」欄も追加されるため、大幅な変更となります。当該欄を使用しない制度（DB、DC等）においても同一様式を使用するとされています。

4. 個人情報保護法とマイナンバー法の関係

- ◆企業年金に関する個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び「同法に基づく命令（法律施行令）」による他、「企業年金等に関する個人情報の取扱準則（ガイドライン）」によるものとされています。



4. 個人情報保護法とマイナンバー法の関係

◆ここでは、個人情報保護法とマイナンバー法の違いについて解説します。

		個人情報保護法	マイナンバー法
適用		生存者の個人情報対象	死者の個人情報も対象
適用除外		過去6か月以内に5,000人を超えない者	なし
利用	利用範囲	定めなし（自由に設定）	厳しく制限（法定）
	利用目的の変更 目的外利用	可能（利用目的の変更と公表で可）	厳しく制限（本人の同意があっても不可）
提供	第三者提供	本人の同意があれば可能	厳しく制限（本人の同意があっても不可）
	オプトアウト方式※ による第三者提供	可能	不可
	第三者への委託	可能	可能（委託先の監督責任は重い）
収集・保管・廃棄		制限なし	厳しく制限（利用範囲の中でのみ可能） 定められた保存期間経過後は廃棄
安全管理 措置	組織的安全管理措置	個人データ管理責任者を選任	事務責任者および事務取扱担当者を選任
	人的安全措置	役職員への定期的な研修	事務取扱担当者の監督および教育
	委託先の監督	委託先の選定基準を明確に	委託者同等の措置が必要かつ再委託時には 原委託の承認（許諾）が必要
行政等の監督権限		立ち入り検査権なし	立ち入り検査権あり
罰則		主務大臣の勧告や命令等に従わなかった 場合には、罰則の対象	指導等を経ず罰則可能 （個人情報保護法より強化）

※オプトアウト方式とは、個人情報の第三者提供に関し、第三者へ提供する目的や内容、手段、また本人の求めに応じて提供を停止することを事前に通知しておくこと。個人情報保護法上、オプトアウト方式であれば、本人の同意なしで第三者への提供が可能。

4. 個人情報保護法とマイナンバー法の関係

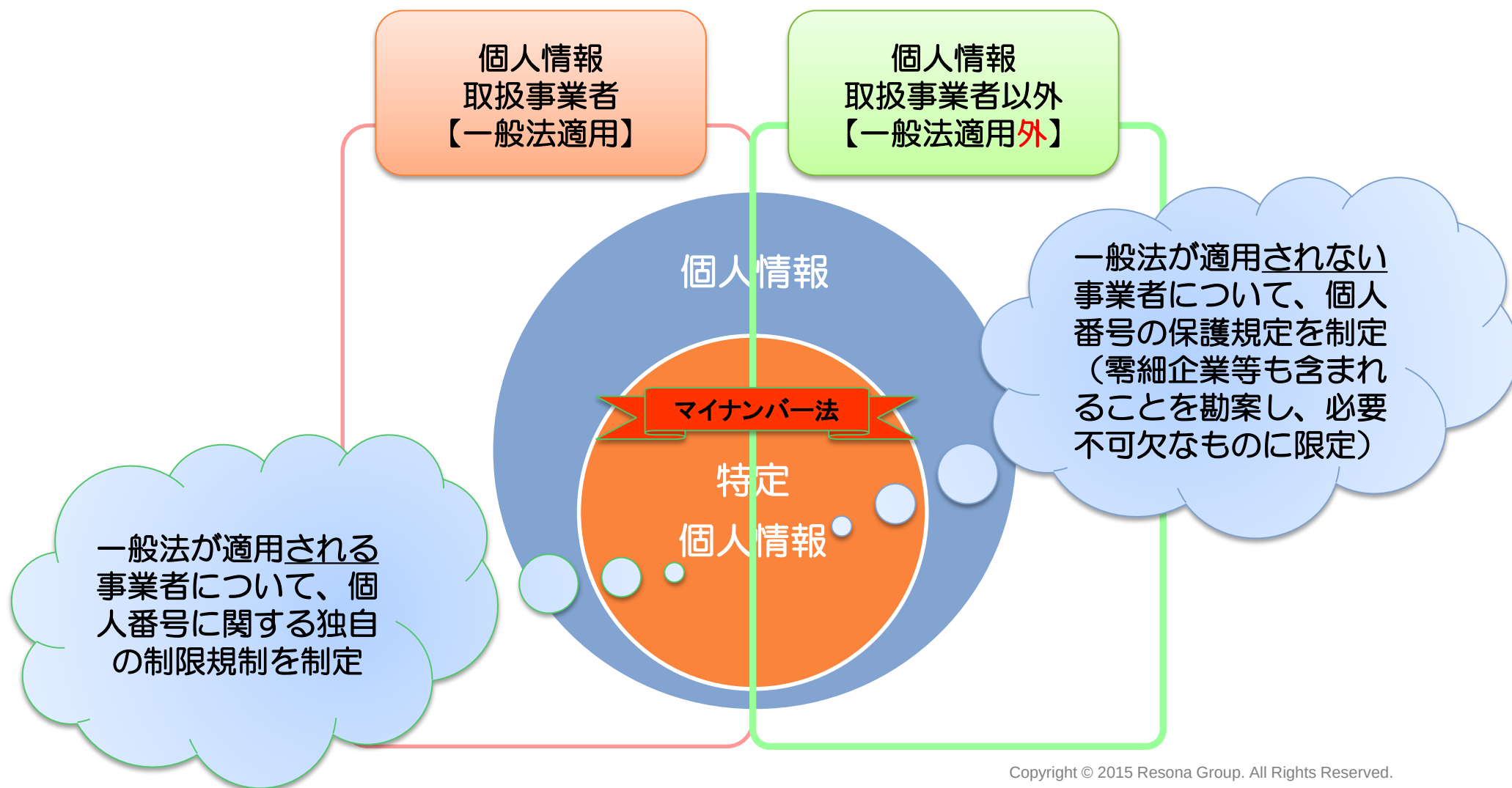
◆マイナンバー法では、従前よりも罰則規定が強化されています

	行為	法定刑	同種法律における類似規定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 職権を濫用して特定個人情報 が記録された 文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の委員等が、職務上知り得た 秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他 不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—		30万以下の罰金	

- 内閣官房HP「マイナンバー広報資料」より抜粋

4. 個人情報保護法とマイナンバー法の関係

- ◆個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する「一般法」が制定されています。
- ◆「マイナンバー法」は、一般法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）の利用範囲等を限定する等、より厳格な保護措置を求めています。



5. マイナンバーにかかる今後の対応事項 ～概要～

	平成27年				平成28年				平成29年	
	～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～12月	1月～	
制度全般		・国民への個人番号通知 ・法人番号の通知・公表			マイナンバー利用開始 個人番号カードの交付					
基金・事業主	①利用目的の範囲、明示方法の検討				利用目的の明示（社内LAN、書類の提示、就業規則への明記等）					
	②安全管理措置（基本方針、取扱規程）の検討				収集・保管・利用・廃棄 ☞28年1月時点の年金受給中者、所得年が28年に該当する年金・一時金新規裁定者（一時金は1月1日以降の退職者）、1月以降の加入中死亡者、の分から収集等が必要					
	③番号収集時期、収集方法の検討									
対28年1月時点の年金受給者	事前周知案内（任意） ☞制度概要、利用目的、収集方法、収集時期等				正式案内（番号提供の依頼） ☞利用目的、収集方法 ☞連合会から収集する場合は、本人からの収集及び本人確認は不要			収集 ☞29年1月発行の源泉徴収票作成期限までに収集 （28年12月上旬登録期限）		
対28年1月時点の受給待期者	事前周知案内（任意） ☞制度概要、利用目的、収集方法、収集時期等				給付裁定時に案内（裁定請求の案内に併せて番号提供の依頼） ☞利用目的、収集方法 ☞連合会から収集する場合は、本人からの収集及び本人確認は不要					
対28年1月以降の資格喪失者					資格喪失時又は給付裁定時に案内 ☞利用目的、収集方法 ☞喪失前に利用目的を明示していれば改めての明示は不要 ☞母体から収集する場合は、本人からの収集及び本人確認は不要					
対28年1月以降の死亡者					遺族給付裁定時に案内 ☞加入中死亡の場合、死亡者本人と遺族の番号及び本人確認が必要 ☞受給中（待期中）死亡の場合、本人の番号が未登録の場合のみ収集が必要（本人の準確定申告用に必要であり、遺族の番号は不要）					
＜厚年・基金型DB＞ 対母体 （番号を母体から収集する場合）					業務委託契約の締結					
対連合会 （番号を連合会から収集する場合）					規約変更		業務委託契約の締結		照会番号の収集（想定） ☞ツールを利用	個人番号の収集（想定） ☞ツールを利用
りそな銀行	各種規程類、規約変更案、契約書雛形、等の提示		e年金変更案内		連合会照会用ツールの提供					
			契約書の締結等		e年金での番号登録開始（利用目的の明示や弊社との契約締結後に登録開始）					

5. マイナンバーにかかる今後の対応事項 ～①利用目的の明示～

～検討項目～

(イ) 利用目的の範囲を明確化

(ロ) 利用目的の明示方法

(イ) 利用目的の範囲を明確化

事業者は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならい（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要がある。（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編））

☞個人番号関係事務において、複数の目的で個人番号を利用する可能性がある場合は、想定される全ての目的を予め包括的に特定し、明示することが可能

☞個人番号の提供を受ける際の本人同意は不要

①厚年・基金型DBが加入者へ明示する利用目的の一例

1. 企業年金の年金又は一時金の支給に関する事務（年金又は一時金の支払いに伴い税務当局等に提出が必要な調書の作成に係る事務のみ）
2. 従業者に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務

厚年・基金型DBにおいて基金役職員へ給与等の支払いを母体事業所からではなく、基金が直接、支払っている場合は、これを利用目的に記載する必要があります

②規約型DBの事業主が社員へ明示する利用目的の一例

給与所得や退職所得に係る源泉徴収票作成事務、健康保険や厚生年金保険関係届出事務等の利用目的以外に以下を追加

企業年金の年金又は一時金の支給に関する事務（年金又は一時金の支払いに伴い税務当局等に提出が必要な調書の作成に係る事務のみ）

基金から番号収集の委託を受けた事業主が社員へ明示する利用目的に以下を追加
（例）「企業年金の年金又は一時金の支給に関する事務（年金又は一時金の支払いに伴い税務当局等に提出が必要な調書の作成に係る事務のみ）に関して、企業年金へ提供すること」

(ロ) 利用目的の明示方法

☞社内LANによる通知 ☞利用目的を記載した書類の提示 ☞就業規則への明記 等

5. マイナンバーにかかる今後の対応事項 ～②安全管理措置～

◆ 安全管理措置の検討手順

企業年金においては、特定個人情報等の適正な取扱いに関する安全管理措置について、以下の手順で検討を行う必要があります。

検討項目	検討内容
A 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化	個人番号関係事務の範囲を明確にしておかなければならない ☞前頁の「利用目的の明示（イ）」での検討内容で充足されます
B 特定個人情報等の範囲の明確化	Aで明確化した事務において取り扱う <u>特定個人情報等の範囲を明確(*)</u> にしておかなければならない (*) 事務において使用する個人番号や個人番号と関連付けて管理する個人情報（氏名、生年月日等）の範囲を明確にすること ☞事務で取扱う特定個人情報等の範囲を取扱規程等に定めることで充足されます
C 事務取扱担当者の明確化	Aで明確化した事務に従事する事務取扱担当者を明確（部署名や事務名など、個人に紐づくものが明確であれば可）にしておかなければならない。 ☞明確化した事務取扱担当者を、取扱規程等に定めることで充足されます （特定個人情報保護ガイドライン検討会（事業者グループ）等において寄せられた質問に係る考え方（事業者 編）/公表日H26.10.10）
D 基本方針の策定	特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である ☞次頁に基本方針の策定例を記載しています
E 取扱規程等の策定	A～Cで明確化した事務における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために取扱規程等を策定しなければならない ☞現状の「個人情報保護管理規程」の見直し又は新たに「特定個人情報保護管理規程」を策定することのいずれでも可能です

5. マイナンバーにかかる今後の対応事項 ～②安全管理措置～

★基本方針の策定（下記は厚年・基金型DBの策定例）

以下の内容をご参考にして、特定個人情報に関する基本方針を策定し、基金事務局の見やすい場所やホームページ上に提示することで、利用目的の明示の要件も満たすことができると考えられます。

特定個人情報の取扱いに関する基本方針

1. 特定個人情報等の取扱事業者の名称	〇〇〇企業年金基金	
2. 特定個人情報の利用目的	1. 企業年金の年金又は一時金の支給に関する事務（年金又は一時金の支払いに伴い税務当局等に提出が必要な調書の作成に係る事務のみ） 2. 従業者に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務	
3. 関係法令・ガイドライン等の遵守	① 法律、政令、通知等の定めに従って特定個人情報を厳格に取り扱います。 ② ご本人から特定個人情報の確認や訂正の請求があったときは、その請求がご本人からのものであると確認できた場合に限り、訂正の手続きや情報の開示を行います。 ③ 法律・政令等で定める場合を除き、特定個人情報を第三者に開示、提供することはいたしません。	
4. 安全管理措置に関する事項	当基金では、特定個人情報の安全管理措置に関して、別途「特定個人情報保護管理規程」を定めています。	
5. 特定個人情報に関する苦情・相談窓口	①窓口	〇〇〇企業年金基金
	②面談	当基金事務所
	③手紙	〒000-0000 〇〇〇企業年金基金 宛
	④電話	000-000-0000
	⑤FAX	000-000-0000
	⑥受付時間	就業時間内（月～金 ●：●～●：●）

既存の「個人情報の取扱いに関する基本方針」と並べて掲示する等の方法が考えられます



基金名称を記載します。

必須

特定個人情報の利用目的について、個人情報の記載が必要な法定調書を記載する等できるだけ限定して記載します。

任意(*)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守した取扱いを行うことを記載します。

必須

安全管理措置に関しては、別途、取扱規程を定めるため、当該規程を定めている旨を記載します。

必須

ご質問等の窓口について記載します。

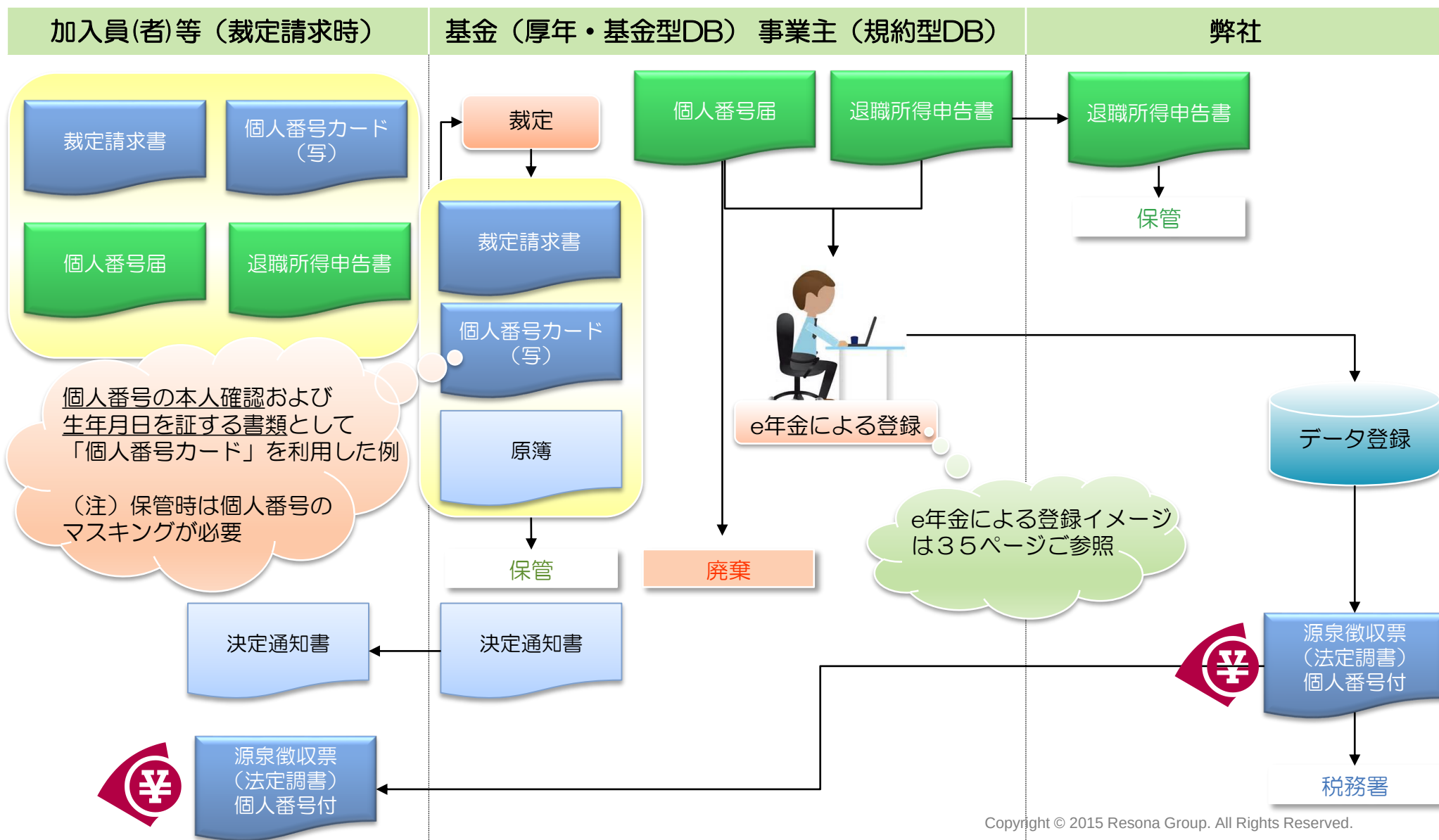
必須

(*) 特定個人情報の利用目的を記載することは、法令上、必須ではありませんが、本基本方針が特定個人情報の適正な取扱いの確保について組織として取り組むことを宣言するためのものであることから、利用目的を規定することをお勧めします

5. マイナンバーにかかる今後の対応事項 ～③個人番号収集～

個人番号収集（加入者等から直接収集する場合）

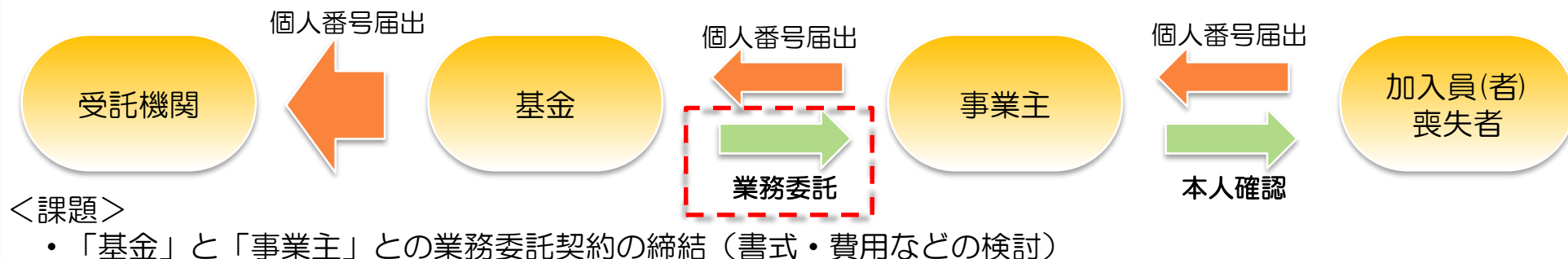
- ◆ 加入員(者)等から基金または事業所へは、給付金の裁定請求時に「個人番号届」にて提出していただきます。なお、「退職所得申告書」にも個人番号記載欄が追加されますが、退職所得に該当する一時金の場合「退職所得申告書」も併せて提出していただきます。



5. マイナンバーにかかる今後の対応事項 ～③個人番号収集～

個人番号収集（厚年・基金型DBが事業主から収集する場合）

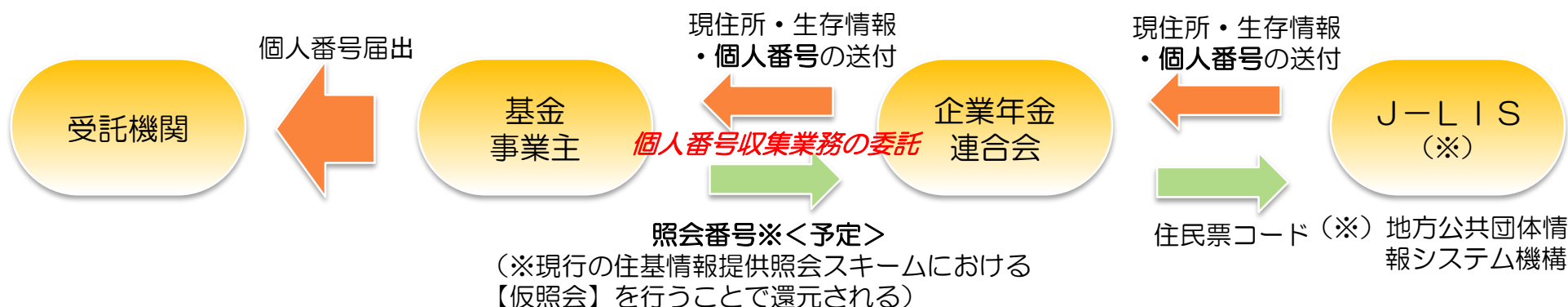
「基金」が「事業主」に「加入員(者)（喪失者）」の個人番号収集にかかる事務（本人確認含む）を委託



個人番号収集（企業年金連合会から収集する場合）

企業年金連合会に「源泉徴収票に記載する個人番号を収集する事務」を委託し、企業年金連合会を通じて「個人番号」を収集

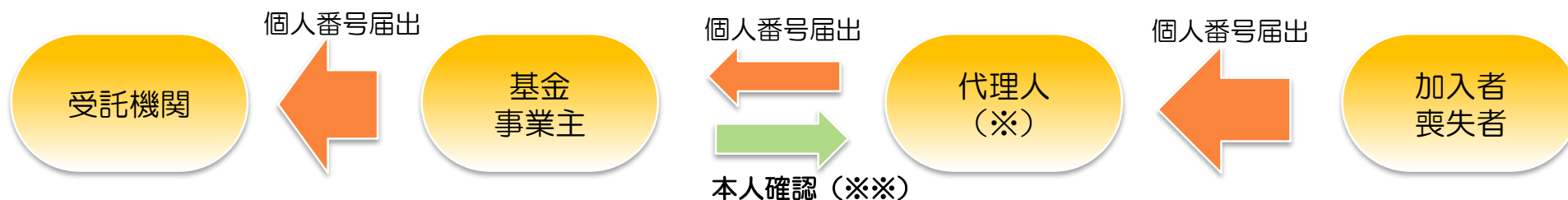
詳細については、現在、厚生労働省など関係各省で検討中



5. マイナンバーにかかる今後の対応事項 ～③個人番号収集～

その他

加入者や喪失者から直接、個人番号を収集することが困難な場合（認知症など）に、本人が代理人に個人番号届の提供を委任する場合が本ケースに該当します



(※) 必要に応じて「法定代理人」または「事業主（厚年・基金型DB）」と読替えてください

(※※) 以下3点の確認が必要

1. 代理権の確認（法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は委任状）
2. 代理人の身元の確認（代理人の個人番号カード、運転免許証など）
3. 本人の個人番号確認（本人の個人番号カード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票の写しなど）

Copyright © 2015 Resona Group. All Rights Reserved.

5. マイナンバーにかかる今後の対応事項 ～その他～

マイナンバー制度導入に伴う規約変更については、現在信託協会等を通じ、厚生労働省に照会中です。
現時点で判明しております内容ならびに変更が予想される内容についてご案内させていただきます。

規約

1. 個人番号の収集を連合会に委託する際の業務委託は、規約の「業務の委託」の条文に当該内容の規定が必要
2. 1の規定について、年金確保支援法の際の住基ネットを活用する場合に規定済の場合、新たに規定する必要はない
3. 法改正の施行日までに変更する等の期限はなく、他の規約変更に合わせて実施することは可能だが実際の委託事務が行われるまでに、規約変更を行う必要がある(DB届出不要・厚年届出要)
4. 2ですでに規約変更対応済であっても、「厚生年金基金業務委託(変更)届」の届出は必要(4.は厚年のみ)

1で規定が必要と
された規約例
(厚年・基金型DB例)

新旧規約対照表(例)

新	旧
(業務の委託) 第〇条 この基金は、信託会社及び生命保険会社に、次の各号に掲げる事務を委託する。 (略) 2 (略) 3 (略) 4 この基金は、前3項に規定する事務のほか、連合会に、 <u>加入員又は加入員であった者に年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析に関する事務を委託することができる。</u>	(業務の委託) 第〇条 この基金は、信託会社及び生命保険会社に、次の各号に掲げる事務を委託する。 (略) 2 (略) 3 (略)

4で届出が必要とされた
変更届例(厚年のみ)

平成 年 月 日
基金番号 〇 第 号

厚生労働大臣 殿

基金名称 〇〇〇〇厚生年金基金
理事長名 〇〇 〇〇 〇

厚生年金基金業務委託(変更)届

次に掲げる業務の委託(変更)について届け出ます。

委託(変更)した信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、企業年金連合会又は指定法人の名称及び住所	企業年金連合会 東京都港区芝公園二丁目4番1号
委託(変更)した業務の内容	加入員又は加入員であった者に年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務
備 考	-

(注) この届書には、業務委託契約書の写しを添付すること。

基金と連合会で締結する契約書を添付。

5. マイナンバーにかかる今後の対応事項 ～その他～

規約

- ・29頁にて、すでに住基ネットを活用する場合に規定済の場合、新たに規定する必要はないとの厚生労働省回答を受けている一方、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第16条および第19条（住民基本台帳法の一部改正）により、以下の条文に関する規約変更の要否を確認中です。
- ・その他、厚生労働省から「今後、主務省令の発出等によって、別途規約変更の必要な個所が発生する可能性はあるが、内容・時期等未定」との連絡を受けております。

住民基本台帳法の一部改正条文

住民基本台帳法の一部改正にかかる新旧	
新	旧
（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） 第三十条の六 市町村長は、住民票の記載、消滅又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住民票の消滅を行った場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。 2・3（略） 【新設】（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） 第三十条の七 （略） 2（略） 3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。 （削除） 【新設】（国の機関等への本人確認情報の提供） 第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。 附 則 この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。（略）	（都道府県知事への通知） 第三十条の五 市町村長は、住民票の記載、消滅又は第七条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項（住民票の消滅を行った場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。 2・3（略） （都道府県知事の事務） 第三十条の七（略） 2（略） 3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に關し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。 5～10（略）

5. マイナンバーにかかる今後の対応事項 ～その他～

規約

現在照会中の 規約変更例

番号法の施行の日を想定しています。

●厚年規約例

新	旧
〈生存に関する届書の提出〉 第A条 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者は、生存に関する届書を給付規程の定める日までに基金に提出しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。 (1) 年金給付の全額につき支給を停止されているとき。 (2) 基金の委託を受けた企業年金連合会（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第91条の2に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により年金の受給権者に係る本人確認情報（同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報をいう。）の提供を受けた場合であって、基金により、生存の事実が確認されたとき。 附則 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。	〈生存に関する届書の提出〉 第A条 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者は、生存に関する届書を給付規程の定める日までに基金に提出しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。 (1) 年金給付の全額につき支給を停止されているとき。 (2) 基金の委託を受けた企業年金連合会（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第91条の2に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の7第3項の規定により年金の受給権者に係る本人確認情報（同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報をいう。）の提供を受けた場合であって、基金により、生存の事実が確認されたとき。

●DB規約例

新	旧
〈届出〉 第A条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。 2 前項の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、基金に提出することによって行う。 3 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。ただし、基金の委託を受けた連合会が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る本人確認情報（同法第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。）の提供を受けた場合であって、基金により、生存の事実が確認された者は、この限りでない。 附則 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。	〈届出〉 第A条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。 2 前項の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、基金に提出することによって行う。 3 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。ただし、基金の委託を受けた連合会が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の7第3項の規定により年金給付の受給権者に係る本人確認情報（同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。）の提供を受けた場合であって、基金により、生存の事実が確認された者は、この限りでない。

5. マイナンバーにかかる今後の対応事項 ～その他～

規程その他
(厚年・基金
型DB)

- ・ 規程につきましては、
現状の「個人情報保護管理規程」を「特定個人情報保護管理規程」として規定し直すこと
裁定請求の際に、「個人番号届」を提出いただくことを「給付規程」に規定いただくこと
を想定いたしております。

また、30・31頁による規約変更が必要となった場合、「給付規程」の該当箇所についてもあわせて変更いただくこととなります。

- ・ 特定個人情報の適正な取扱いについて、基金内での勉強会を最低でも1年に1回は実施する必要があります。
「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」で特定個人情報等の保護のために必要な安全管理措置を定めています。このうち、事務取扱担当者の教育について、以下のように規定しています。
『事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う』
企業年金基金において、事業者とは「基金」そのものであるため、教育を行う主体は、「基金」となります。
マイナンバーをテーマにしたセミナーなどで必要事項をご理解いただいた上で、各基金で役職員向けに定期的な勉強会を実施するようにしてください。
- ・ 法人番号については、給与等に係る所得税の源泉徴収を行っている基金に対して付与されます。
つまり、基金役職員に対して母体事業所からではなく、基金から直接、給与等を支払っている場合には法人番号が付与されることとなります。
- ・ 厚生年金基金はすでに解散認可済で、残余財産を分配するタイミングが平成28年1月以降となる場合、現在の予定では企業年金連合会を通じてマイナンバーを収集できる時期は早くても平成28年1月以降が想定されているため、収集方法について検討いただく必要があります。
(本人から直接個人番号を収集する場合、平成27年10月から可能(本人確認が必要))
マイナンバーの取扱いにかかる方針等については、清算人会等で定めていただく等の手続きが必要となることが想定されます。(厚生労働省から今後何らかの指針は示されると思われます。)

6. 弊社対応方針（2015年8月末現在）

2015年8月末現在で判明しております内容ならびに変更が予想される内容に基づいた対応方針をご案内いたします。
（信託協会等を通じ、厚生労働省に照会中の事項につきましては、別途ご案内いたします。）

◆お客さま及び弊社が個人番号利用事務を行うための整備

項目	対象	対応方針
弊社と締結している業務委託契約等の手当	厚年 DB DC	弊社と締結している業務委託契約（厚年、DB）または年金特金契約（DC）に対して個人番号に関する事項の手当が必要です。 <u>（規定事項等について行政宛確認中です。確認次第、別途ご案内予定です。）</u>
弊社が受託している個人番号にかかる事務の再委託	厚年 DB DC	弊社が受託している個人番号にかかる事務（※）を一部再委託することについて、お客さまに許諾いただく予定です。 <u>（手続等について上述の契約手当と併せてご案内予定です。）</u> ※ 税務帳票の印刷・発送業務の印刷会社への委託 等
基金から母体企業への個人番号収集業務の委託	厚年 基金型DB	個人番号の収集を母体企業へ委託する場合、個人番号の送付時期、方法についてご案内しておく必要があります。 <u>（案内のひな形について別途ご案内予定です。）</u> また、基金と母体企業との契約締結が必要です。 <u>（契約内容案について別途ご案内予定です。）</u>
各種規程類の整備	厚年 DB DC	特定個人情報を取扱う事務の開始に伴い、各種規程類の整備（※）が必要です。 また、個人番号にかかる業務（収集・保管等）を外部機関に委託する場合には、特定個人情報にかかる安全管理措置・管理監督等の規定が必要となります。 <u>（各種規程類の整備例について別途ご案内予定です。）</u> ※ 厚年・基金型DBの基金：「個人情報保護管理規程」の改訂（「特定個人情報保護管理規程」の策定）、「給付規程」の改訂 等 実施事業所：社内規程への手当 等 が考えられます。
受給者等への番号収集に関する案内	厚年 DB	平成28年1月時点の受給者等の番号を収集する際、受給者等へ案内をすることが必要です。 なお、受給者等の番号を連合会から収集する場合、受給者等への十分な説明が必要になります。 <u>（受給者向けレターのひな形（※）について別途ご提供し、基金・事業主様より受給者へご案内いただく予定です。）</u> ※ 「事前周知用」「本人より入手用」「連合会より入手用」等のひな形をご提供させていただく予定です。

6. 弊社対応方針（2015年8月末現在）

2015年8月末現在で判明しております内容ならびに変更が予想される内容に基づいた対応方針をご案内いたします。
（信託協会等を通じ、厚生労働省に照会中の事項につきましては、別途ご案内いたします。）

◆お客さまが個人番号の収集を連合会に委託する場合は以下の整備も必要になります

項目	対象	対応方針
年金規約の整備	厚年 DB DC	連合会に業務を委託できる旨、年金規約に規定が必要です。（※） ※ 住基ネットを使用した現況確認を連合会に委託し、既に規約の手当をしている場合には不要です。
連合会と業務委託契約締結	厚年 DB DC	連合会との間で業務委託の契約を締結する必要があります。

*現在、連合会を通じて個人番号を収集するためのツールを開発中ですので、準備が整い次第ご提供させていただきます。
なお、同ツールにより「住基ネット」による住所情報についても、連合会からの収集が可能となります。

6. 弊社対応方針（2015年8月末現在）

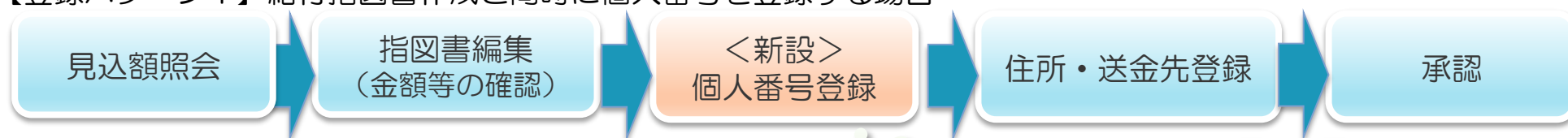
◆お客さまがe年金で行う個人番号に関する事務（厚年、DB）

（当該事務は、前頁の「弊社と締結している業務委託契約等の手当」を行うことが前提となります）

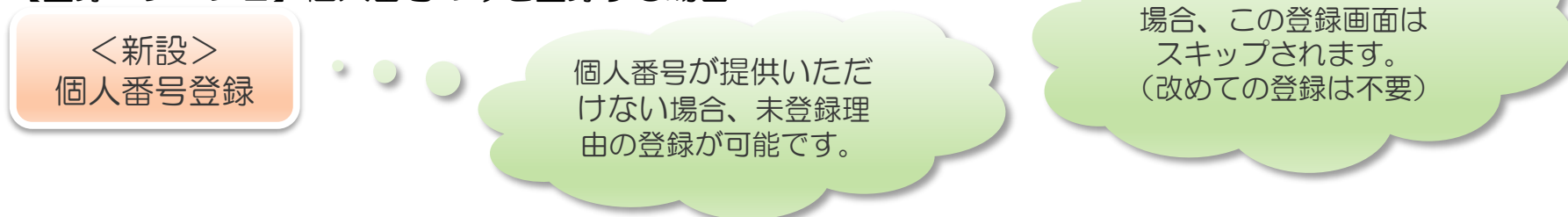
項目	対応方針
e年金への個人番号登録・保管	給付指図書作成時に新設される個人番号（マイナンバー）登録画面によりe年金に登録します。 【登録パターン1】 予め個人番号を収集されている場合は、e年金に随時登録することも可能です。【登録パターン2】 なお、e年金に登録後、画面上での個人番号表示やデータダウンロードは行えない仕組みです。
e年金での個人番号廃棄	登録された個人番号は利用目的終了後、一定期間経過後にe年金から自動的に抹消されます。

（注）上述の事務について、詳細な操作方法等は別途マニュアルを作成し、ご提供する予定です。

【登録パターン1】給付指図書作成と同時に個人番号を登録する場合



【登録パターン2】個人番号のみを登録する場合



なお、e年金への個人番号登録については、2015年11月下旬に作業可能となる見込みです。

7. 参考資料 企業年金におけるマイナンバーの取扱いについて ～事前準備チェックリスト～

《個人番号の収集開始までに決定（検討）しておくべきこと》

☆の箇所は、企業年金分野に限られた項目です。それ以外の項目は、企業年金以外の業務と併せて検討状況をご確認下さい。

大項目	小項目	参照頁	検討すべきこと	基金・事業主対応	検討状況
案内	利用目的の明示	P 23	利用目的の範囲を特定しましたか？	必須	☐ 済 ☐ 未
			利用目的の明示方法は決定しましたか？	必須	☐ 済 ☐ 未
			利用目的の明示時期は決定しましたか？	必須	☐ 済 ☐ 未
	退職者（年金受給者及び待期者）への周知	P 23	退職者へ、利用目的の明示とは別に、企業年金におけるマイナンバーの取扱い（本人から収集／連合会から収集 他）について、周知（案内）するかどうかを検討（決定）しましたか？	任意	☐ 済 ☐ 未
			上記で周知（案内）を行う場合、案内方法は決定しましたか？	任意	☐ 済 ☐ 未
収集	個人番号の収集方法	P 26～ P 28	以下の区分ごとに番号収集方法は決定しましたか？ ● H28.1.1時点の受給者 ● H28.1.1時点の待期者 ● H28.1.1以降の退職者（H28.1.1時点の加入者） ● H28.1.1以降の退職者（H28.1.1以降の新規加入者）	必須	☐ 済 ☐ 未
	個人番号の収集時期		上記の区分ごとに、番号収集の時期は決定しましたか？	必須	☐ 済 ☐ 未
	個人番号の収集方法②		加入者や退職者（本人）から直接、個人番号を収集する場合、「受託機関が作成する専用届を使用」「裁定請求書にマイナンバーを記入してもらう」など、本人からの番号収集方法は決定しましたか？	必須	☐ 済 ☐ 未

7. 参考資料 企業年金におけるマイナンバーの取扱いについて ～事前準備チェックリスト～

《個人番号の収集開始までに決定（検討）しておくべきこと》

大項目	小項目	参照頁	検討すべきこと	基金・事業主対応	検討状況
収集	個人番号の収集記録	P 1 1	「届受付管理簿」や「個人番号届管理簿」を作成しましたか？	必須	☐ 済 ☐ 未
	本人から基金への送付 (厚年・基金型DB)	—	本人から直接、個人番号を収集する場合、「普通郵便」「簡易書留」など基金への送付方法は決定しましたか？	任意	☐ 済 ☐ 未
			上記の場合、返信用封筒の用意および郵便代の負担は基金または本人のいずれが負うか決定しましたか？	任意	☐ 済 ☐ 未
保管	保管期限	P 1 5	収集した個人番号の保管期限は定めましたか？（「受託機関あて届出完了まで」や「受託機関あて届出完了後、一定期間経過時まで」など）	任意	☐ 済 ☐ 未
	保管方法	P 1 3	収集した個人番号の保管方法は決定しましたか？（個人番号が記載された書類とその他の書類を分別管理するかどうかなど）	任意	☐ 済 ☐ 未
廃棄	廃棄時期	P 1 6	受託機関システムへ登録後、即廃棄か一定期間経過後に廃棄かなど、利用目的を達成した個人番号の廃棄時期は決定しましたか？	任意	☐ 済 ☐ 未
	廃棄方法		個人番号の廃棄方法は、「シュレッダーで廃棄」や「マスキングで処理」など決定しましたか？	任意	☐ 済 ☐ 未
	廃棄記録		個人番号を廃棄する場合の「廃棄記録簿（いつ誰がどんな方法で削除・廃棄したかなどを記録）」を作成しましたか？	必須	☐ 済 ☐ 未

7. 参考資料 企業年金におけるマイナンバーの取扱いについて ～事前準備チェックリスト～

《個人番号の収集開始までに決定（検討）しておくべきこと》

大項目	小項目	参照頁	検討すべきこと	基金・事業主対応	検討状況
その他	取扱区域	P 1 3	特定個人情報を取扱う区域は決定しましたか？ （「事務局とは別に個室を用意」「ブラインドなど間仕切りを設置」「座席の配置を工夫」など）	必須	☐ 済 ☐ 未
その他	行政宛確認中 業務委託契約書の見直し	P 3 3	基金または事業主と幹事会社で締結している業務委託契約に対して、個人番号に関する事項の手当が必要です	必須☆	☐ 済 ☐ 未
	幹事会社にて検討中 業務委託契約書の締結（厚年・基金型DB）	P 3 3	母体（事業所）に番号収集を委託する場合、母体と基金との間で番号収集に関する委託契約を締結する必要があります	必須☆	☐ 済 ☐ 未
	行政宛確認中 再委託の許諾	P 3 3	源泉徴収票の印刷・発送を行う印刷会社などに再委託を行うために基金または事業主に許諾いただく方向です	必須☆	☐ 済 ☐ 未
	行政宛確認中 取扱規程の策定	P 3 2	特定個人情報の取扱いを既存の「個人情報保護管理規程」の見直し又は新たに「特定個人情報保護管理規程」を策定のいずれかの方法で制定する必要があります	必須	☐ 済 ☐ 未
	年金規約（規程）の見直し	P 2 9～ P 3 1	個人番号の収集を企業年金連合会へ委託する場合は、年金規約と規程の見直しが必要です	必須☆	☐ 済 ☐ 未

7. 参考資料 ～マイナンバーにかかる法令上の規定～

■ 企業年金を中心としたマイナンバーの利用は、以下の根拠法令に基づいております。

◆番号法・番号法施行令・番号法施行規則（マイナンバー関連法規）

規定内容	該当条文	概要
目的、基本理念など	法第1条～第6条	番号法の目的・法令上の用語の定義・基本理念・責務 など
利用範囲（年金分野）	法第9条 別表第1第項番24、31～33 71、72、96	国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 確定給付企業年金法・確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 など
利用範囲（税分野）	法第9条	税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等への記載 など
利用範囲（労働分野）	法第9条 別表第1第項番57	雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 など
個人番号の収集・本人確認	法第14条～第16条 令第12条 規則第1条～第16条	個人番号の提供における要求・制限・本人確認措置
特定個人情報の保護	法第26条～第35条 令第19条～第26条	特定個人情報ファイルにかかる提供・作成の制限 など
罰則	法第67条～第77条	特定個人情報ファイルの不正提供等 にかかる罰則

◆参照法令（番号法第9条、別表第1関係）

規定内容	該当条文	概要
個人番号を利用することができる事務 (厚生年金保険における適用関連事務)	厚生年金保険法第27条、第29 条第3項、第98条第1項	被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項の届出
個人番号を記載する法定調書等	所得税法第57条、 第225条～第228の3の2	公的年金等の源泉徴収票 退職所得の源泉徴収票 など

番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

番号法施行令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）

番号法施行規則：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）

7. 参考資料 ～Q&A～

◆企業年金の実務における想定Q & Aです

カテゴリ	質問	回答
準備	企業年金が個人番号を取扱う事務を行うにあたり、事前に必要な作業はあるのでしょうか？	特定個人情報を取扱う事務の開始に伴い、各種規程類の整備が必要です。例えば、厚年・基金型DBの基金は「個人情報保護管理規程」、「給付規程」の改訂等を、実施事業所は社内規程への手当等を行うことが考えられます。 また、源泉徴収等事務を受託機関に委託している場合は、受託機関が個人番号を取扱う事務を行うことになるため、業務委託契約等に個人番号に関する事項の手当が必要となります。
準備	特定個人情報の取扱いを開始するにあたり、社内規程について、どのような対応が必要でしょうか？	特定個人情報保護ガイドラインにおいて、基本方針・取扱規程等の策定することと定められております。 なお、既存の個人情報の保護に係る取扱規程等がある場合には、特定個人情報の取扱いを追記することも可能とされています。当該規程へ記載することが想定される企業年金にかかる利用目的例は23頁をご参照ください。
収集	裁定請求時に「個人番号届」で番号を収集しないといけないことは理解できたが、個人番号が未記入であった場合、給付ができませんのでしょうか？	個人番号が未記載の場合でも給付ができないわけではありませんが、請求者宛てに未記載の理由等をご確認いただく事務が想定されます。実務上の詳細な取扱い等については、今後発出される行政通知等や行政照会で確認していきます。
収集	個人番号の収集は裁定請求時ではなく、資格喪失時でも問題ないのでしょうか？	将来の支払いが見込まれる加入者の個人番号を収集することは可能とされていますが、実際の給付まで長期間の管理が必要となるため、原則、裁定請求時での収集を考えております。
収集	遺族給付の裁定請求の場合、遺族本人の個人番号を収集する必要があるのでしょうか？	DBの遺族給付の場合には、遺族本人から番号を収集する必要があります。（厚生年金基金の遺族給付は非課税のため、税務関連の法定調書の作成・提出は不要です）
収集	「個人番号」を収集する際の利用目的の明示について、具体的には裁定請求時の案内書面などに記載する想定でしょうか？あるいは、事務所に掲示、HP上に掲示するような想定でしょうか？	利用目的の明示方法の手段は複数考えられますが、左記の取扱いには問題ない範囲と考えられます。実務上の許容範囲については、今後発出される行政通知等や行政照会で確認していきます。

(*)現時点で実務上の詳細は未定です。今後の行政通知等により内容が変更になる可能性があります

7. 参考資料 ～Q&A～

◆企業年金の実務における想定Q & Aです

カテゴリ	質問	回答
管理	個人番号が記載された書類等については、従前通りの保管・管理を実施すれば良いのでしょうか？	個人番号が記載された書類等は、「特定個人情報」に該当するため、より厳格な管理が必要で、事務利用後に廃棄することが求められております。ただし、個人番号をマスキングすることで「特定個人情報」には該当しなくなります。
管理	e年金に「個人番号」を登録し管理できるのでしょうか？登録できる場合、e年金での番号照会は可能でしょうか？	個人番号は、新規の「個人番号届」でe年金へ登録いただく想定です。「照会」機能については、個人番号を画面上には表示させず、確認用に入力した個人番号と一致するか判定を行う方法でシステム対応する予定です。
その他	「個人番号カード」の写しは、裁定請求書の添付書類として必要な生年月日を証する書類として認められるのでしょうか？	裁定請求書の添付書類とされる見込みです。ただし、裏面の個人番号記載面は収集することが出来ません。
その他	連合会に照会している支給停止情報や住基ネットデータは、検索Keyが「基礎年金番号」から「個人番号」へと変更になるのでしょうか？	現時点では、従来同様に基礎年金番号が必要であると考えております。今後発出される行政通知等や行政照会で確認していきます。

(*) 現時点で実務上の詳細は未定です。今後の行政通知等により内容が変更になる可能性があります

7. 参考資料 ～参考ホームページ～

- 内閣官房：マイナンバーのホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- 国税庁特設サイト：社会保障・税番号制度について
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
- 厚生労働省特設サイト：社会保障・税番号制度について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- 特定個人情報保護委員会
<http://www.ppc.go.jp/index.html>
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>
- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「よくある質問（FAQ）」
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/index.html>
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）に関する意見募集の結果について
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=2400000003&Mode=2>

